

令和 7 年度（2025 年度）

サステナブル食品開発・認証取得補助金

【商品開発枠】募集案内

《募集受付期間》

① 事前エントリー

令和 7 年 4 月 17 日(木)～5 月 15 日(木) まで

② 本申請

令和 7 年 5 月 16 日(金)～5 月 30 日(金) 12:00 必着

※ 本案内、交付要綱及び申請書類は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団 食・ものづくり産業振興部ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/develop/>

※ 提出にあたっては、期限に余裕を持って提出されるようお願いします。

※ 応募申請には事前エントリーが必須です。応募を検討される場合は事前エントリーの上ご相談ください。

《申請書類の提出先・お問合せ先》

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 食・ものづくり産業振興部 食産業振興課

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号

電話：011-820-2062 （平日 9:00～12:00、13:00～17:00）

Email：food_kikaku@sec.or.jp

1 事業目的

さっぽろ連携中枢都市圏域内の食関連事業者の「持続可能な社会の実現」を目指した企業活動を前提に、食品開発の取組及び食品衛生・品質管理等の取組を支援し、国内外での競争力を高めることで、北海道産商品の販路を国内外へ拡大し、もって札幌市の食関連産業の振興を図ること。

2 サステナブルとは

この案内におけるサステナブルとは、SDGs に基づく「持続可能な社会の実現」を目指した企業活動をいいます。

3 対象事業

「持続可能な社会の実現」を目指した企業活動を前提に、国内外への商業流通・販路拡大を目的とした食品の開発及び技術の開発に向けた取組であり、北海道産の農畜水産物を活用し、北海道内で製造することを条件とする。

- (1) 補助金額上限：300 万円
 - (2) 補助率：補助対象金額の 2 分の 1 ※千円未満切り捨て
 - (3) 交付予定件数：認証取得枠と合わせて 15 社程度
- ※ただし、札幌市外に本社を有する事業者は最大 3 件まで

4 補助対象者の要件

本補助金の対象となる事業者は、下記(1)に該当し、かつ(2)から(8)の全ての要件を満たす中小企業とする。

- (1) さっぽろ連携中枢都市圏に本社を有する食関連事業者
- (2) 設立後 1 年以上経過し、補助を受ける事業（以下「補助事業」という。）を継続して実施する見通しがあり、実施するための経営資源（資金・人員・環境・目的意識等）が整っていること。
- (3) 直近 2 か年度連続で、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「本財団」という。）が実施する本補助金の交付を受けていないこと。（同補助金による 3 か年度連続の採択は認めないもの。）
- (4) 新食品表示法に基づいた一括表示等の対応や HACCP を運用済みであること。（小規模事業者は、「HACCP システムの考え方を取り入れた一般衛生管理」に取組済であること。）
- (5) 関連性が極めて密接である事業者による類似事業の複数の応募となっていないこと。関連性が極めて密接である事業者とは、グループ企業、代表者が同一である事業者、工場が同一である事業者等のことをいう。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (8) 中小企業とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する企業

（個人事業主を含む。ただし、開業している者に限る。）であって、みなし大企業に該当しないもの。

5 補助対象経費

補助対象経費は、事業期間内に本事業の対象として明確に区別できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を積算根拠によって明確に確認できるものに限り、

補助対象経費	事業実施のためにかかった1～6までの経費の合計(消費税抜き)	
	経費区分	補助対象の範囲
	1 原材料費	原材料・資材等に要する経費 ※開発商品に直接関わらない汎用性のある資材等にかかる経費は対象外
	2 製造関係費	委託製造、デザイン、検査、商標登録等に要する経費
	3 施設整備費	機器の購入、施設の改修等に要する経費 ※リースについては、 <u>補助対象期間に支払いが完了した経費のみを補助対象とする。</u> ※備品等の消耗品及びパソコン、プリンター、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ、スマートフォン等の、 <u>性質上補助交付の目的以外に使用可能な汎用物品は補助対象外とする。</u>
	4 報償費謝金等	外部専門家や技術指導員等の専門家への謝礼（コンサルティングや翻訳等） ※補助対象経費は100万円以下とする。
	5 マーケティング費	マーケティング活動に必要なリーフレット制作、サンプルの出荷、商品紹介ウェブサイト構築、自社で行うモニター調査、展示会出展、自社役員・従業員の出張等に要する経費 ※旅費は申請時に行先・目的・予定月等、内容がわかるよう記載が必要（任意様式）。 ※補助対象経費は200万円以下とする。
	6 その他の経費	上記に掲げるもののほか、本財団理事長が必要かつ適当と認める経費
	※「2 製造関係費」のうち「委託製造」については、北海道内に本社がある中小企業及び協同組合に対して委託製造する費用のみが対象。	

【留意点】

- （1）事業開始後の補助対象経費変更は、基本的に認められませんので、申請の際には対象経費を十分に検討・確認のうえ、申請してください。
- （2）申請にあたり、必要に応じて、各経費の使途を補完説明する資料（カタログ・見積等）を添付してください。
- （3）補助金の交付は原則精算払いとなります。

(4) 事業期間^{※1}内に全ての発注・納品・支払いを完了^{※2}している必要があります。

(5) 以下のものは補助対象外となります。※必ずご確認ください。

- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・振込手数料（代引手数料含む）
- ・補助事業者従業員の人件費
- ・土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
- ・既存設備・機械の使用料、水道光熱費等
- ・食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・他の用途との併用となっている旅費・交通費等
- ・同業他社等工場・販売店舗見学等の視察目的の旅費
- ・文房具など事務用品等の消耗品代、雑誌、新聞等の購入及び、定期購読料等
- ・商品券等金券、収入印紙等
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンター、PC 周辺機器、デジタルカメラ・スマートフォン等）
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・支出の確認できない経費等

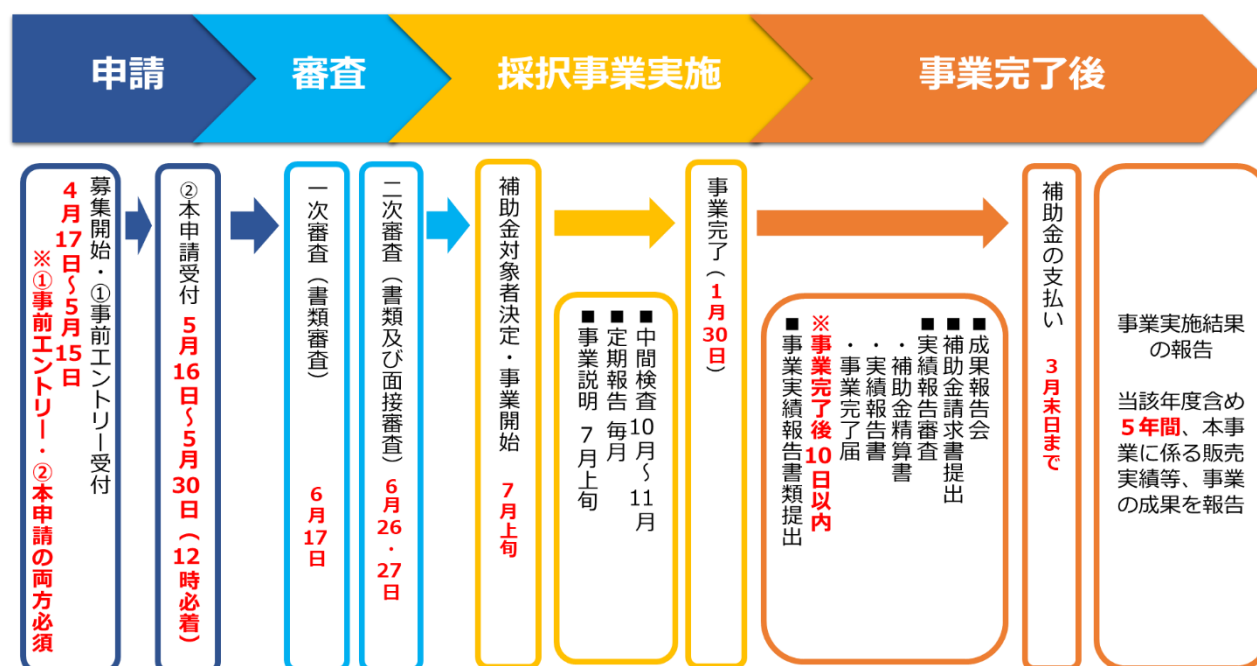
※1 事業期間とは、交付決定のあった日から本財団の会計年度の1月末までの任意の期間をいう。

※2 支払い完了＝銀行口座やネットバンキング等を含め、事業期間終了日までに引落し・送金が完了していることをいう。（証明できる帳票提出必須）

6 事業期間

補助金交付決定通知書の発行日から令和8年1月30日(金)まで

7 事業のながれ



<スケジュール（一部予定を含む）>

- ・令和7年4月17日(木) ① 事前エントリー受付開始
- ・令和7年5月15日(木) 事前エントリー締切
- ・令和7年5月16日(金) ② 本申請受付開始
- ・令和7年5月30日(金) 本申請締切(12:00 必着)
- ・令和7年6月17日(火) 一次審査（書類）
- ・令和7年6月26日(木)27日(金) 二次審査（書類・面接）
- ・令和7年7月上旬 採択可否通知、事業開始
- ・令和7年10月～11月 中間検査
- ・令和8年1月30日(金) 事業完了
- ・令和8年2月10日(火) 事業完了に伴う書類提出締切日
- ・令和8年3月末日まで 補助金の支払い

※応募申請には①事前エントリー及び②本申請の両方が必要です。

※事業完了後は、速やかに、事業完了届（様式 11）、事業実績報告書（様式 12）、補助金精算書（様式 13）に関係書類を添付して、本財団に提出していただきます。

※実績報告書に従って補助金交付額が決定され、補助金が交付されます。

※当初の事業計画と実績が異なる場合には、補助金の交付を受けることができないまたは減額される場合があります。

8 審査について

選定に当たっては、「審査委員会」において、一次審査（書類）と二次審査（書類及び面接）を経て、採択の可否を決定します。なお、二次審査（書類・面接）では、必要に応じて別途追加資料をお願いする場合がありますのでご了承ください。

審査結果は令和7年7月上旬を目途にお知らせします。

<審査のポイント>

サステナブル	・サステナブルな取組に繋がる商品・企業活動か (フードバリアフリー、未利用原料活用、食品ロス削減、その他)
事業計画の実現性	・本補助金の目的と適合しているか ・計画及び予算の妥当性・実行可能性があるか ・事業期間内に完了できるスケジュールや社内体制が整っているか ・必要な費用が適切かつ明確に積算されているか
販売戦略・企業価値	・市場ニーズの分析が十分になされており、積極的な販路拡大が期待できるか ・事業者の強みを活かした取り組みとなっているか ・企業価値の向上が期待できる取組であるか
加点項目	・札幌市の行う認定・認証制度の登録済み事業者か 対象制度：SAPPORO NEXT LEADING 企業認定・札幌 SDGs 先進企業認証

9 提出書類・方法

申請書類の様式は下記の HP からダウンロードできます。

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 食・ものづくり産業振興部 食産業振興課
サステナブル食品開発・認証取得補助金
<https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/develop/>

① 事前エントリー

エントリーシートを下記の問い合わせ先メールアドレス宛にメール添付にて提出

② 本申請

(1) 必要書類

- ア 応募申請書類チェックリスト(表紙)
- イ 補助金交付申請書(様式1)
- ウ 申請者概要(様式2) および会社概要、企業パンフレット、定款等
- エ 事業計画書(様式3) 及び参考書類(経費積算根拠を示す見積書等や補足資料)
- オ 同意書兼誓約書(様式4)
- カ 直近2期分の決算報告書(表紙、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び管理費内訳書、株主資本変動計算書、注記表等)の写し
※個人事業主の場合は、直近2年分の確定申告書の写し
- キ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
※申請日から遡って3カ月以内に取得した原本(法務局にて取得可)
※個人事業主の場合は、開業届の写し
- ク 市町村民税の未納がないことを証明する書類
※申請日から遡って3カ月以内に取得した原本
※札幌市の場合は、「札幌市納税証明書(指名願)」
- ケ 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(2) 提出方法

- ア 紙媒体 ※A4 サイズ (5月30日(金)12:00 必着)

以下のとおり作成し、期限までに持参または郵送にて提出。(メール等での提出不可)

【正本】1部

- ・上記(1)ア～ケを紙製のフラットファイルに綴じ、ファイルの背表紙と表紙に「事業計画名」「申請企業名」を記載。
- ・書類ごと(様式1～4、参考書類、企業概要、企業パンフレット、定款等)にインデックスをつける。

【副本】10部

- ・上記(1)ウ 申請者概要(様式2)、エ 事業計画書(様式3) 及び参考書類(経費積算根拠を示す見積書等や補足資料)を、後で綴れるように2穴パンチで穴をあけた上で、クリアファイル等で1つにまとめる。

※副本には会社概要、企業パンフレット等は不要

- イ 電子媒体 (5月30日(金)12:00 必着)

上記(1)ウ申請者概要(様式2)、エ事業計画書(様式3)のデータを電子メールに添付して担当(food_kikaku@sec.or.jp)に送付。

10 注意事項

- (1) 申請書類の返却はいたしません。
- (2) 本事業を通してご提供いただいた情報は、審査を含む本事業の実施に必要な範囲で利用し、その他の目的で利用することはありません。
- (3) 補助事業者が下記の各項目のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の取り消し、補助金交付額の減額または既に交付した補助金の返還命令が発生する場合があります。

- ① 補助金を他の用途に使用したとき。
- ② 補助金申請又は補助事業において、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
- ③ 法令若しくは要綱又は要綱に基づく決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ④ 補助金の交付対象期間において、補助対象経費と同一の経費において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けた（又は受けている）とき。
- ⑤ 前各項目のほか、特に本財団理事長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

- (4) 本事業はサステナブル食品開発・認証取得補助金(商品開発枠)交付要綱に準じて実施されるため、要綱の内容も必ずご確認ください。本案内に記載のない事柄がある場合または要綱と本案内の間に齟齬がある場合は、要綱の内容が適用されます。
- (5) 採択事業について、事業成果（申請者名、事業名、事業概要等）は公表を原則としており、知的財産戦略等の支障がある場合を除き、本財団及び札幌市のホームページ等で公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、本財団や札幌市が実施するセミナー等で事例発表をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- (6) 事業終了後、当該年度を含め5年間、本事業にかかる売上高等の事業成果を報告、その他、本財団や札幌市が実施するアンケート調査等にご協力ください。
- (7) 当該年度を含め5年間、商品パッケージ又は販促ツール（例：チラシや自社HP）等に「サステナブル食品開発支援（札幌市補助）を活用しています」と記載してください。
- (8) 本財団が開催する会議・勉強会・セミナー・講習会等に可能な限りご出席ください。

11 本補助金に関するお問合せ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 食・ものづくり産業振興部 食産業振興課
〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター
電話：011-820-2062（平日 9:00～12:00、13:00～17:00）
E-mail：food_kikaku@sec.or.jp